

## 第1回定例委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（極楽地委員）

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。

日程第1、専決報告第1号「芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教 職 員 課 長 ) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員 ) 谷崎潤一郎記念館と美術博物館の改修ですが、スケジュール的にはどういふスケジュールになっていますか。

生涯学習課長) 両館の改修工事につきましては、7月頃から休館して工事に入ります。工事は令和5年3月までで、再オープンは令和5年4月初旬を予定しております。

教 育 長 ) 谷崎潤一郎記念館と美術博物館は指定管理ですが、工事の実施にあたっては、生涯学習課管理係が担当するのですね。

木 村 委 員 ) 青少年愛護センターの所長補佐を新設するということが、人員的にも増やしたということですか。それとも人員はそのまま、所長補佐という役職の人がいるようにしたのか、どちらですか。

青少年愛護センター所長) 人数的には変わっておりません。もともと係長級がいたところに、異動で課長補佐級が配置になり、職責に合わせて、今回所長補佐を新設し、人数は昨年度と一緒になっております。

木 村 委 員 ) 実態に合わせたという感じですか。

青少年愛護センター所長) はい。

木 村 委 員 ) 係長と所長補佐は、具体的にどういうことが違うのですか。

青少年愛護センター所長) 例えば2係制を取っているようなところでしたら、課長補佐が両方の係を見ることになりますが、愛護センターの場合は1係制になりますので、実質、業務として大きく変わるところはありませんが、課長補佐級ですので、より広い視点で業務に入ってもらいます。

木 村 委 員 ) 決裁権限などは、あまり変わらないですか。

青少年愛護センター所長) そうです。決裁権限等は特に変わりません。

木 村 委 員 ) 変わりはないのですね。

教 育 長 ) 議会の答弁などは富田課長が行います。

青少年愛護センター所長) 愛護センターの答弁は私のほうでさせていただく形になります。

上 月 委 員 ) 図書館の自動車文庫は現在行っているのでしょうか。

図 書 館 長 ) 自動車文庫は現在、行っておりません。

上 月 委 員 ) 業務の中には残っていますね。

図 書 館 長 ) 分掌事務には残っております。それは今後、再開する可能性も全くゼロではないということで、分掌事務には残っております。

木 村 委 員 ) 電子化が進んでいくことがありますが、どうしても紙の本で見たいという要望は強くて、車でやらないと応えられない場合はやる可能性もあるということですね。

図 書 館 長 ) 今現在、市域の北側に図書館の施設がない状況もありますので、図書館から離れた地域の方へのサービスを考えた場合

に、そういう手段も取れるということで、現在は処務規則の中に残しております。

木村委員) コロナが原因で、一旦廃止したのですか。それともその前からですか。

図書館長) 私が聞いておりますのは、自動車文庫の車が法令で使えなくなったということで、平成15年3月末で終了したと聞いております。

木村委員) 私も車でやっていることは知っていましたが、一度も利用したことはないです。どの程度、利用されていたのですか。

図書館長) 申し訳ありません。今、そのデータを持ち合わせておりません。

木村委員) やるかやらないか、その辺りの需要も含めて、御検討いただければと思います。

極楽地委員) 今回の図書館のお話に関連しまして、北側に図書館が少ないということで、以前からいろいろな意見を耳にしていたのですが、今後、北側についての図書館の利用については、どのような進め方をされるかお聞かせいただけますか。

図書館長) 非来館型サービスの拡充として、昨年8月から電子図書館サービスを開始しております。開始したところですので、そちらを御利用いただけるように、今年度は注力していきたいと考えております。

極楽地委員) 御存じない方もいらっしゃるかと思いますので、広報あしやなどで都度周知いただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

教育長) その分掌が残っていたら、どうなのかという素朴な疑問は

出ると思います。内容等も精査してください。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、専決報告第2号「参事、主幹及び主査に分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員 ) 改正前は「青少年育成課の分掌事務のうち放課後事業に関すること」として青少年育成課が担当となっていますが、その分掌事務のうち放課後事業に関することだけをやるのが主査となっていて、そのほかはどうなっているのか。今回、主査を2人にして、本来的な青少年育成課の分掌事務をやるのは1人で、あとは放課後事業に関することが1人という形では理解しますが、改正前はどのような感じだったのですか。

青少年育成課長) 改正前は、係長級が2名おまして、全体を見る係長と放課後事業、いわゆるキッズスクエアを担当する主査がおりました。分け方としましては、放課後事業担当主査に、青少年育

成課の全体のうち放課後事業に関することを所掌してもらい、もう1人の係長は、それ以外の残りといいますか、青少年育成課全体の残りの業務を所掌する形で変更前は分けておりました。

木村委員) 主査との上下では係長が上司でしたか。

青少年育成課長) 芦屋市の場合は、係長と主査は名前が違うだけで、基本的に役職としては同じ役職になります。

木村委員) 改正後は、放課後事業担当と青少年育成担当の主査が2人になって、係長は何名となりますか。

青少年育成課長) 変更後は、係長級は3名になります。うち1名は、これまでどおりキッズスクエアを担当する主査、もう1名は、それ以外の業務と業務量等が増加した業務を今いる係長と2名で担っていただきます。

木村委員) 放課後事業についてはその主査の1人が専任でやって、残りの残務については、係長と主査が2人でやるという感じですか。

青少年育成課長) そうです、2名で手分けをしてする。ただ青少年育成課に係は1つしかございませんので、役職としては係長が1名と主査が2名になります。

木村委員) なかなか人事のことは分からないですが、主査と係長、実質同じようなものだというのは、おもしろいですね。

教職員課長) 芦屋市の人事制度としては課長、係長、係員が基本となっております。主査は、特命事項というか、ある業務についての専任で行う調査であったり、研究であったりをすることで配置することが原則的な考え方でございます。

ただ、例えば事業が、非常に繁忙な事業があって、1名の係長では担い切れないような場合に、主査を追加的に配置して、その業務を専任でやらせるというケースがございます。

木村委員) 分かりました。

教育長) 課長級では、課長と主幹になります。教職員課の課長、もう1つは教職員課の教職員人事担当の主幹。学校教育部だったら学校教育課長、もう1つは幼稚園の主幹、生徒指導系の主幹。

木村委員) 教育委員10年目ですが、これまで、主幹や主査など、いろいろ出てきましたが、やっと理解できました。

教育長) 主査も主幹も特命事項というか、限定された仕事をやりませう。

極楽地委員) 放課後事業の御担当が新しく着任されたかと思いますが、市民センターからいらっしゃるということで、各校でキッズスクエアはいろいろな特色があったりするので慣れられるまでは大変かと思います。まずは順次現場を回られて、これからお仕事を覚えていかれることになりませうでしょうか。

青少年育成課長) はい。前任が計7年、キッズスクエアを担当しておりまして、今回新たに交代になります。足りないところはあるかと思いますが、また逆に新しい事業の展開もできるのかなと思いますので、まずは現場にしっかり行って、実態を把握するであつたり、スタッフの方としっかりコミュニケーション取るであつたり、あとは1人任せにするのではなくて、課全体で一緒に事業をしていく形を取りまして、人が変わっても、事業が継続できるように努めていきたいと考えております。

極楽地委員) 前任の方には本当に長く担当いただきました。キッズスクエアも軌道に乗っていて、次の段階かなと感じていますので、よりよくブラッシュアップしていただければと思います。よろしく願いいたします。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。  
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。  
これより採決いたします。  
本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 閉会宣言